

第8回 介護情報利活用ワーキンググループ	資料 1
令和6年2月5日	

これまでの議論のまとめ及び本日の議論の進め方について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

前回までの本WGにおける議論について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護情報利活用WGでの検討事項と当面の検討スケジュール（案）

	2022年度	2023年度
①共有する情報の内容の基準整理 （一定程度標準化・電子化されている情報）	第1回 9月 第2回 12月	
②共有する情報の範囲	第3回 1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">調査研究事業等において現状や課題を整理</p> </div>
③共有する情報の内容の留意事項整理	第3回 1月 第4回 2月	
④同意、個人情報保護（留意事項の整理）	第4回 2月	
⑤（各組織内における）閲覧者の範囲	第4回 2月	
⑥医療・介護間で連携する情報の範囲	第5回 4月 第7回 6月	
⑦安全管理措置（情報セキュリティの担保）		第5回 4月
⑧情報の標準化・技術的課題（様式・電子化・電送化）への対応		
⑨科学的介護等の推進（二次利用）		第6回 6月
⑩上記に関する対応の方向性の提示		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> WGでの議論とりまとめに向けて、整理した課題等を報告。 </div> 第8回
⑪取りまとめ		第9回

これまでのWGでの主な議論内容について

（1）共有する情報の範囲や留意事項について

- 介護情報のうち、要介護認定情報、請求・給付情報、LIFE情報、ケアプランについて、当面の間、介護情報基盤で共有することを目指すこととする。
- 介護情報の共有範囲について、必要とされる関係者に共有し、原則として利用者自身も閲覧できるようにする。
- 利用者への情報共有については、自己評価や今後の改善につながるような項目を共有することとし、登録されている情報をそのまま共有するのではなく、分かりやすく共有することが重要である。
- 共有される各情報について、新たな対象に共有されることにより、本来記載すべき情報の内容が影響されることのないよう留意する。

（2）同意、個人情報保護、安全管理措置について

- 情報共有に係る同意の取得や閲覧者の範囲等について、現在の介護現場における実態を踏まえ、どのようなあり方が望ましいか、検討を行うことが必要。
- 情報共有に係る同意を取得していたとしても、利用者本人に不利益を生じないように、利用目的を明らかにした上で、どのような情報を共有し、それに対してどのような安全管理措置を講ずるべきか検討する。
- 情報が共有される介護事業所等における安全管理措置について、どのような対応が求められるのか、分かりやすく周知することが重要である。

（3）二次利用について

- 介護DB第三者提供をさらに推進するため、現在の事務手続き上の課題を解決できる方策について、今後のHICの活用も踏まえて検討すべきである。また、連結解析が可能なNDBやDPC DBと整合性を取ることが重要である。
- QOL等の介護分野として必要な項目については新たに収集することも検討すべき。
- 項目の追加にあたっては、現場での入力負担等も考慮することが重要である。

第7回の本WGにおける主なご意見について

- 医療と介護で情報共有を進めていくに当たって、標準化に係る検討が必要となるが、記述の粒度をどのように揃えていくかが重要ではないか。
- 地域医療情報連携ネットワークはリアルタイムでの情報共有である一方で、介護情報基盤については、レセプト情報など必ずしもリアルタイムではない情報であり、こういった部分で共存していくものとなるのではないか。
- 函館における医療・介護連携の事例にあるように、連携するために別途、必要な情報を作成するのではなく、既に活用されている情報を基にして、共有すべき情報を検討することが重要である。
- 利用者本人と、家族等とで共有されている情報が異なる場合があり、介護情報基盤を用いた共有に際しては、留意が必要ではないか。
- 情報共有に当たって、事業所ごとに安全管理に係る対応は様々であると考えられるため、調査研究事業における実態把握も踏まえ、検討していくべきである。
- 介護情報の共有に当たって必要な安全管理措置について、介護現場の職員にも分かりやすく周知を行うことが重要ではないか。

今後の議論の進め方について（案）

- WGでいただいたご意見を踏まえ、各調査研究事業において論点に対する具体的な対応案を検討する。

- 各調査研究事業の結果を踏まえ、とりまとめに向けて主に以下の内容について議論を進めていくこととしてはどうか。
 - ① 介護事業所、利用者、市町村及び医療機関で共有する情報の内容及び情報共有によって期待される効果について
 - ② 情報共有にあたり留意すべき事項について
 - ③ 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について
 - ④ 安全管理措置（情報セキュリティの担保）の観点から必要な対応について
 - ⑤ 情報共有に係る技術的課題について
 - ⑥ 今後の二次利用を見据えた、共有される情報のあり方について

今年度に実施している調査研究事業について

- 本WGにおいて整理すべきとされた論点について、以下の調査研究事業において整理を行っている。
- また、各調査研究事業の結果を本WGに報告し、とりまとめの議論に活用する。

事業名	対応する課題	調査研究事業の概要
介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究	①～⑥ 全て	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行業務及び既存システムの調査 ● 基本方針案の作成（現システムの調査結果、介護情報の共有に向けた業務フロー、介護情報を共有するシステム構成の概要、実現に向けたスケジュール、想定される課題） ● 自治体、介護事業所等へのアンケート調査やヒアリング等の実施 ● 各システムにおける業務要件定義書案の作成（二次利用DBとの連携を含む）
要介護認定情報のデジタル化・電送化に関する調査研究事業	①、②	<ul style="list-style-type: none"> ● 主治医意見書の依頼、作成、授受の一連の流れについて医療機関での入力状況や自治体における関連事務、及び、自治体における要介護認定情報の事業所等からの開示請求の実態把握 ● デジタル化・伝送化による効果及び実現に向けた課題を検討 ● 各自治体の様式の違いとその影響を調査し、普及可能な標準的な様式を検討
介護情報を個人・介護事業所間で共有・閲覧できる仕組みについての調査研究事業	①、②、③	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護事業所・医療機関間において、共有することが適切かつ必要となる情報の内容や標準化方策について整理 ● 情報共有に際しての個人情報の取扱いや同意の取得方法等について海外の動向も踏まえ整理
介護情報の安全管理に関する調査研究事業	④、⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護現場におけるICT活用時の安全管理措置の実態調査 ● 介護現場において安全管理措置を実施する際の課題を抽出し、具体的な対応案を検討
地域医療情報連携ネットワークと介護情報連携基盤に関する調査研究事業	①、⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療情報連携ネットワークにおいて介護情報の連携を行っている事例を収集 ● 介護情報の連携を行っている事例を基に、介護情報基盤と地域医療情報連携ネットワークとを活用した仕組みの具体的なあり方について検討

本日の議論の進め方について



本日（第8回）の議論の進め方（案）

- これまでの本WGにおける議論や、各調査研究事業の検討状況を踏まえて、以下の議題についてご議論いただきたい。

1. 本WG第7回で引き続き議論することとした以下の事項について

- ① 介護事業所、利用者、市町村及び医療機関で共有する情報の内容及び情報共有によって期待される効果について
- ② 情報共有にあたり留意すべき事項について
- ③ 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について
- ④ 安全管理措置（情報セキュリティの担保）の観点から必要な対応について
- ⑤ 情報共有に係る技術的課題について
- ⑥ 今後の二次利用を見据えた、共有される情報のあり方について

2. とりまとめに向けた進め方について